

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第46号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年7月30日 05時55分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港東方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位108° 3.9海里 (M) 付近 (概位 北緯40° 54.4′ 東経141° 28.9′)
事故等調査の経過	平成25年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十五榮彦丸、9.7トン AM2-5535（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第十八政幸丸、4.8トン AM3-35056（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に破損 B 左舷船尾部に破口
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、霧で視界が制限された状況下、法定灯火を表示し、むつ小川原港東方沖を約6ノットの対地速力で自動操舵により、南進していた。 船長Aは、操舵室の操舵スタンド付近で立って操船を行い、甲板員Aは、操舵室前の甲板上でイカの箱詰め作業を行っていた。 船長Aは、船首方約0.25MにB船を初めて視認したものの、B船の船尾側を通過できるものと思い、魚群探知機を見ながら、航行を続け、平成25年7月30日05時55分ごろ、むつ小川原港東方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、法定灯火を表示し、機関を中立として船首を東方に向け、漂泊していか釣り漁の操業を行っていた。 船長Bは、操舵室の操舵スタンド付近でいか釣り機を操作し、甲板員Bは、操舵室前の甲板上でイカの箱詰め作業を行っていた。 船長Bは、B船に接近するA船に気付かずに操業を続けていたところ、衝突直前に甲板員Bの悲鳴を聞いてA船に気付いたが、B船はA船と衝突した。

	A船及びB船は、自力航行して六ヶ所村泊漁港に帰港した。
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 東、風力 1、視界 不良</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>六ヶ所村には、7月16日00時05分に濃霧注意報が発表され、本事故発生当時は継続中であった。</p>
その他の事項	<p>A船は、レーダー2台のうち1台を1.5Mレンジ、他の1台を0.5Mレンジとしていた。</p> <p>B船は、レーダーを作動していた。</p> <p>両船は、視界制限状態における音響信号（以下「霧中信号」という。）を行っていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A船は、霧で視界制限状態となったむつ小川原港東方沖を南進中、船長Aが、霧中信号を行わず、B船の船尾側を通過できるものと思ひ込み、魚群探知機に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、霧で視界制限状態となったむつ小川原港東方沖で漂泊していか釣り漁の操業中、船長Bが、霧中信号を行わず、いか釣り機の操作に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、霧で視界制限状態となったむつ小川原港東方沖において、A船が南進中、B船が漂泊していか釣り漁の操業中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界制限状態の海域を航行する際は、霧中信号を行うこと。 ・ 常時適切な見張りをを行うこと。